

荒川区地球温暖化対策協議会規約

2009(平成 21)年 6 月 23 日制定
2020(令和 2)年 4 月 1 日一部改正
2020(令和 2)年 9 月 7 日一部改正

(名称)

第 1 条 この会の名称は、荒川区地球温暖化対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、区民、事業者、行政等が協働して、荒川区における、地域の実情に即した地球温暖化対策を協議及び実践し、脱炭素型地域社会の構築を目指すことを目的とする。

(活動内容)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域で実践できる地球温暖化対策の検討及び推進に関すること。
- (2) 地球温暖化対策に関する普及啓発に関すること。
- (3) その他、協議会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第 4 条 協議会は、第 2 条の目的に賛同する区民、事業者、団体及び行政機関等をもって組織する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前年者の残任期間とする。

(役員)

第 6 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長には、会長が指名する者をもってこれに充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 6 役員任期は 2 年とし、再選を妨げない。
- 7 学識経験者を置く場合は、荒川区付属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例第 2 条第 9 項と同等の報酬を支払うこととする。

- 8 役員はその任期が満了した場合においても、後任者が選出されるまでの間は、引き続きその職務を行う。
- 9 役員が欠けた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の開催)

- 第7条 協議会は、原則として会長の要請があった場合、その他必要に応じて会長が招集し、開催できる。
- 2 協議会における協議事項、運営その他会議に必要な事項は、会長が決定する。
 - 3 協議会の進行は、会長又は会長が指名したものが行う。
 - 4 会長は、協議会に必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
 - 5 会長は、緊急の必要があり、協議会を招集する暇のない場合その他やむを得ない事由があると認めるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。

(検討部会等の設置)

- 第8条 会長は、詳細な検討を行うために必要に応じて、検討部会等を置くことができる。
- 2 検討部会等の委員は、協議会の同意を得て、会長がこれを定める。
 - 3 検討部会等に代表を置き、協議会の同意を得て、会長がこれを定める。
 - 4 検討部会等の運営に必要な事項は、代表が会長の同意を得て定める。

(事務局)

- 第9条 協議会及び検討部会等の事務局は、荒川区環境清掃部環境課に置く。

(その他)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項があれば、会長が別に定める。
- 2 本規約の変更は、協議会において出席者の3分の2以上の議決において決定する。

附 則

この規約は、平成21年6月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年9月7日から施行する。